

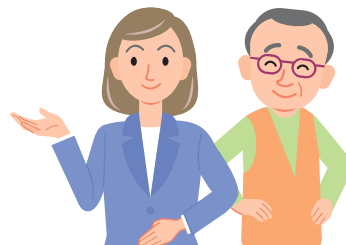
# 3

## いざというときに備えるための関連制度

いざというときに備えるため、今から知っておくと安心な制度をご紹介します。なお、各種制度の詳細は、専門家(p.23)にお問い合わせください。

### (1) 成年後見制度

ご自身の判断能力に不安が出てきた際に、後見人等によって財産の管理や日常生活で必要となる契約・手続などの支援を受けられる制度です。



成年後見制度には、**任意後見制度**と**法定後見制度**があります。それぞれの制度の特徴は以下のとおりです。法定後見制度では、ご自身の判断能力が低下した後に、申立てに基づいて家庭裁判所が成年後見人などを選任し、その権限は保佐・後見においては法律で定められた権限を中心に、補助においてはご自身が同意したものとなっています。対して、任意後見制度では、ご自身の判断能力が低下する前に、任意後見人となる方やその権限をご自身で決めることができます。ただし、任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって締結する必要があります。

	任意後見制度	法定後見制度 (補助・保佐・後見)
利用できる方	契約時点で判断能力のある方	補助: 判断能力が不十分な方 保佐: 判断能力が著しく不十分な方 後見: 判断能力を欠くのが通常の状態の方
後見人などの選任の申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、区市町村長など
後見人などが代理できる行為*	契約内容で自由に決められるが、契約の範囲内に限られる。	補助: 申立てにより家庭裁判所が決める。 保佐: 申立てにより家庭裁判所が決める。 後見: 財産に関する全ての法律行為
後見人などの報酬	契約で決める。	家庭裁判所が決める。
後見人などを監督する人	選ぶ必要がある。	必要に応じて家庭裁判所が選ぶ。

※本人の居住用不動産の処分は家庭裁判所の許可が必要。

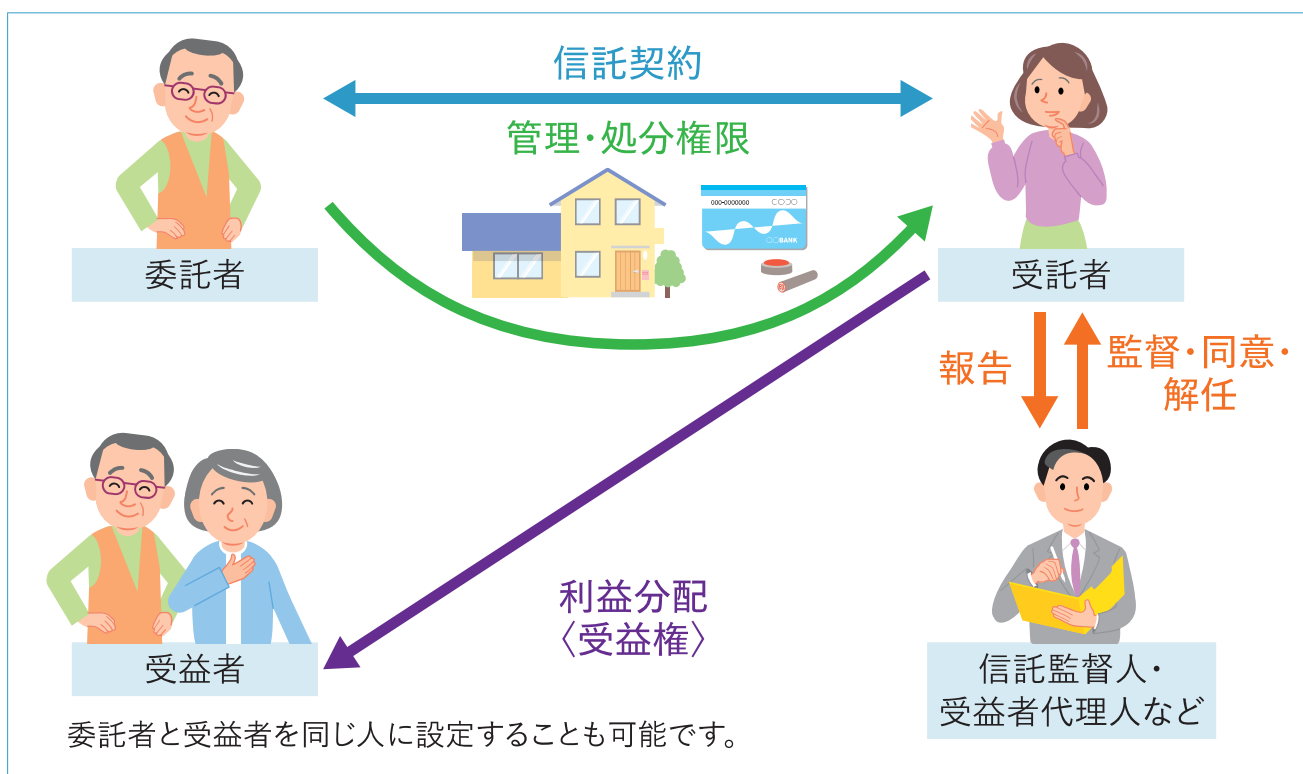
## (2) 民事信託

ご自身の判断能力があるうちに財産の管理などを託す制度です。財産の管理を託す人(委託者)と託される人(受託者)が信託契約を交わし、委託者が定めた目的にしたがって、受託者に不動産などの財産の管理・運用や売却などの処分をしてもらい、この結果得られた利益を受益者が受け取ります。委託者と受益者を同じ人に設定することも可能です。また、親族や司法書士、行政書士などの専門職を信託の枠組みにとりいれ、受託者を監督することもできます。

民事信託では、ご家族や信頼できる方が受託者となることができます。また、財産管理の期間を本人の死亡後も含めて設定できるため、ご自身の判断能力が低下しても、成年後見制度を利用することなく、財産の管理や処分が可能です。

信託契約は、任意後見契約と異なり、必ずしも公正証書を作成する必要はありませんが、契約の正当性を保証するなどのメリットがありますので、公正証書を作成することが望ましいでしょう。

なお、契約が有効となるためには本人の判断能力が必要なため、判断能力が低下してから民事信託を締結することはできません。



### (3) 遺言

ご自身が亡くなった後、ご自身の財産を誰にどのように分配させたいかについて、最終意思を示す制度です。法律に従って作成された遺言書の記載は、法定相続分のルール(巻末資料 p.25)に優先します。



遺言書の主な作成方法には、**自筆証書遺言**と**公正証書遺言**があります。また、自筆証書遺言を全国の法務局で保管する「**自筆証書遺言書保管制度**」を活用することができます。

	自筆証書遺言		公正証書遺言
	保管制度を活用する場合	保管制度を活用しない場合	
作成方法	遺言者が全文(財産目録除く。)・日付・氏名を自書し、押印する。		遺言者が遺言の趣旨を口頭で述べて、公証人が書面を作成する。
保管方法	法務局	本人	原本は公証役場
公証人・証人	不要		公証人:1名、証人:2名
家庭裁判所の検認	不要	必要	不要
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 作成の手間が少ない。</li> <li>● 紛失・改ざんのおそれがない。</li> <li>● 遺言者は法務局で遺言書を閲覧できる。</li> <li>● 遺言者の死亡後、遺言書の内容や存在について証明書の交付を受けられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 作成の費用が掛からない。</li> <li>● 書き方のルールが守られずに不備があると無効になるおそれがある。</li> <li>● 紛失・改ざん、相続人が見つからないなどのおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原本は公証役場で保管されるため、紛失・改ざんのおそれがない。</li> <li>● 公証人が作成するため無効になりにくい。</li> </ul>



## (6) 財産管理制度

所有者や相続人が明らかではない、または管理が不適切な土地・建物などの財産を、家庭裁判所が選任した管理人などが適切に管理・処分するための制度です。このうち不在者財産管理制度は、行方不明で連絡が取れない方の財産の管理に利用でき、不在者財産管理人は、家庭裁判所の許可があれば、遺産分割協議や財産の売却もできます。また、相続財産清算制度は、相続人の存在が明らかでないときや、相続人全員が相続放棄をしている場合に利用できます。相続財産清算人は、亡くなった方の債務の清算を行い、家庭裁判所の許可があれば財産の売却もできます。なお、管理人などの選任を申立てできるのは、利害関係人や検察官に限られます。

## (7) 特別縁故者制度

亡くなった方に相続人がいない場合に、生前に特別の関係にあった方(特別縁故者)の請求によって、家庭裁判所がその方に相続財産の全部または一部を分与する制度です。

特別縁故者と認められるのは、亡くなった方と以下の関係にある方です。

- ① 生計を同じくしていた者
- ② 療養看護に努めた者
- ③ その他特別の縁故関係があった者

※知人・友人だけでなく、地方公共団体やその他の法人・団体も認められる場合があります。

なお、特別縁故者が相続財産の分与を受けられるのは、相続財産清算人による亡くなった方の債務の清算後、相続財産が残っている場合のみです。

## (8) 相続土地国庫帰属制度

相続または遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。

国庫帰属が認められるための条件がありますので、詳細は法務省のホームページをご覧ください。

相続土地国庫帰属制度の詳細についてのご確認先

法務省民事局「相続土地国庫帰属制度について」

URL : [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00454.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html)

